２．金融商品の時価に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴現金及び預金	771,908,330	771,908,330	0
⑵未収金	1,089,762,790	1,089,762,790	0
⑶未払金	(1,341,353,522)	(1,341,353,522)	0

（注１）　負債に計上されているものは、(　) で示しております。

（注２）　⑴現金及び預金、⑵未収金、⑶未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

減損会計に係る注記

減損を認識した固定資産

１．減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

種　類	用　途	場　所	帳簿価額	回収可能サービス価額
土地	大阪支所敷地、樹木	大阪府交野市	718,205,708円	836,174,707円
建物	大阪支所庁舎、実験室、諸作業装置ほか	大阪府交野市	9,254,692円	42,223,111円
構築物	大阪支所雑工作物、門、囲障ほか	大阪府交野市	258,372円	1,994,648円
電話加入権（23回線）	三鷹・大阪	東京都三鷹市 大阪府交野市	86,250円 (3,750円×23)	34,500円 (1,500円×23)

２．減損の認識に至った経緯

大阪支所の土地、建物及び構築物については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）を受け、平成25年３月28日の理事会において、使用しなくなる日を平成25年度中としておりましたが、平成26年３月27日の理事会において、平成26年４月１日付けで大阪支所を大阪出張所とし、使用しなくなる日を平成26年４月１日と改めたことで、平成26年度において減損の認識をしております。

電話加入権については、市場価格が帳簿価格の50％以上下落しており、回復が見込まれないことから減損の認識をしております。

３．減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

種　類	減損額	内訳	
		損益計算書に計上した金額	損益計算書に計上していない金額
土地	0円	0円	0円
建物	0円	0円	0円
構築物	0円	0円	0円
電話加入権（23回線）	51,750円	0円	51,750円

４．算定方法等の概要

回収可能サービス価額は正味売却価額により算定しており、正味売却価額は土地については相続税路線価に基づき、建物及び構築物については固定資産評価基準に基づき、電話加入権については財産評価基準書の電話加入権の評価額に基づき算定しております。

独立行政法人の状況を適切に開示するために必要な会計情報

平成27年３月13日に、「独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備等に関する法律案」が第189回国会に提出され、同法律案の成立を条件として、法律の施行の時（平成28年４月１日）に、国立研究開発法人港湾空港技術研究所及び国立研究開発法人電子航法研究所を国立研究開発法人海上技術安全研究所に統合し、その名称を国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所に改めるとともに、国立研究開発法人港湾空港技術研究所及び国立研究開発法人電子航法研究所の一切の権利及び義務を国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所が承継する予定です。

重要な債務負担行為

当該会計年度に契約締結を完了させましたが、実際の支出が翌期以降になる債務負担行為のうち、重要なものは以下のとおりです。

実海域再現水槽建屋建築工事　402,960,000円
実海域再現水槽造波装置復旧工事　50,954,400円
実海域再現水槽曳引台車復旧工事　42,419,916円

高速道路工事開始公告

本会社において、高速道路の工事を下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

平成28年２月29日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　博

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事開始の日
一般国道468号 （首都圏中央連絡自動車道） （茨城県猿島郡五霞町大字江川から茨城県つくば市新井まで）	茨城県猿島郡境町大字西泉田から茨城県猿島郡境町大字西泉田まで 茨城県猿島郡境町山崎から茨城県坂東市菅谷まで 茨城県常総市三坂町から茨城県常総市三坂町まで	新設工事	平成28年３月１日

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第４号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」１．⑶⑲に基づく企画割引として下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成28年２月29日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　宮池　克人